

## 2014年市議会2月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第2号](#) 労働者保護ルールの維持・向上を求める意見書
- [意見書（案）第3号](#) 常用代替禁止の原則を守り労働者派遣法の改善を求める意見書
- [意見書（案）第4号](#) 要支援者への介護サービスの保険給付継続を求める意見書
- [意見書（案）第5号](#) 教育制度改定の中止を求める意見書
- [意見書（案）第6号](#) 特別支援学校の新設を求める意見書
- [意見書（案）第7号](#) 不適切な言動を行ったNHK経営委員の罷免を求める意見書
- [意見書（案）第8号](#) 消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書
- [意見書（案）第9号](#) 微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書

## 労働者保護ルールの維持・向上を求める意見書（案）

【市民ネ提案】

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働く雇用社会である。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要とされている。

今、政府内に設置された一部の会議体では、成長戦略の名のもとに、解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・エグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされているが、働く者の雇用の不安は、国内の経済の下支えとなる個人消費を減速させ、成長戦略にはつながらない。むしろ、政府が掲げる経済の好循環を進めるためには、労働者の賃金改善だけではなく、安定した雇用のための適切な労働者保護ルールの維持・向上が必要不可欠である。

また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた内閣総理大臣主導の仕組みを創設することも提言されている。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと言わざるを得ない。

こうした現状に鑑み、本議会は、国及び政府に対して、下記の事項を強く要望する。

### 記

1. 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう解雇の金銭解決制度、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのあるホワイトカラー・エグゼンプションの導入などは、行わないこと。
2. 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと。
3. 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 常用代替禁止の原則を守り労働者派遣法の改善を求める意見書（案）

【共産党提案】

労働政策審議会の労働力需給制度部会が1月29日、労働者派遣制度の見直しにかかわる建議を厚生労働省に提出し、今通常国会に労働者派遣法改定案として提出される予定である。

現在の労働者派遣法は、正社員を派遣に置き換える「常用代替」を防止するため、通訳など専門26業務を除いて、派遣を使える期間は原則1年、最大3年としている。しかし政府案は、専門業務と一般業務の区分を撤廃し、すべての業務で3年ごとに人を入れ替え、労働組合などに意見聴取するだけで無期限に派遣を使えるとしており、労働組合等が反対しても使用者が説明さえすれば導入できる制度となっている。また、3年で交代させる必要のない「無期雇用」の派遣労働者であっても、正社員との均等待遇は確保されず、派遣先との契約が切れれば解雇が可能である。

これら改定案は、派遣は一時的・臨時的業務に限るとした原則を事実上撤廃し、企業が一般的・恒常的業務について派遣労働者を永続的に利用できるうえ、企業の都合で解雇が可能とするものである。2008年秋のリーマン・ショックによる大量「派遣切り」によって、労働者派遣法が労働者を保護する制度になっていないことが浮き彫りとなった。労働者派遣法は、労働者を保護する方向での見直しこそ必要である。

よって、国及び政府においては、以下の項目を踏まえ制度の改正を行うよう強く求める。

### 記

1. 派遣労働は、一時的・臨時的業務に限り、「常用代替」防止の原則を守ること。
2. 製造業務派遣を禁止、登録型派遣も業務を制限すること。
3. 派遣先企業の正社員と均等待遇とすること。
4. 派遣の受け入れ期間の上限を1年とし、違法の場合は、派遣先に正社員雇用されたとみなす規定の改善を行うこと。
5. 日雇い派遣は原則禁止とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 要支援者への介護サービスの保険給付継続を求める意見書（案）

【共産党提案】

平成12年、要介護状態となっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的に、介護保険制度が設けられた。

我が国の高齢化率は上昇の一途を見せ、あわせて長寿命化による新たな課題も噴出している。国民一人ひとりが、その人らしくその人生を全うするためには、健康な状態の維持は誰もが望むものであるが、加齢に伴って生ずる心身の変化を止めることは現時点においては不可能なことであり、介護保険制度は現在の日本社会にとって必要不可欠な制度であることは言を待たない。

ところが、平成25年4月22日の社会保障制度改革国民会議において、「(要介護度が)軽度の高齢者は、見守り・配食等の生活支援が中心であり、要支援者の介護給付範囲を適正化すべき。具体的には、保険給付から地域包括ケア計画と一体となった事業に移行し、ボランティア・NPO等を活用し、柔軟・効率的に実施すべき。」との議論の整理が行われ、それを受けて、平成25年12月20日厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、要支援1と2の訪問介護・通所介護を介護保険給付から外す等の取りまとめを行った。

介護保険法に明文化されているように、要支援者は現に介護を必要とする「要介護状態等」に置かれている人であって、将来介護が必要となる介護予備軍ではない。また軽度の高齢者は、見守り・配食等の生活支援が中心であるとする前提は、いまだ根拠が不明瞭なものである。平成24年度、大津市では3,329人（全認定者の24.6%）の要支援1、2の認定を受けた方がおられ、このまま介護保険給付外しが行われれば、ご本人及びその家族、並びに介護事業所に重大な影響が出ることが予想される。

よって、国及び政府においては、さらなる国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るために、以下の点について実施するよう、強く望むものである。

### 記

1. これまで同様、国の責任において、要介護状態等に関して必要な保険給付を行うこと。
2. 必要な保険給付サービス及び福祉サービスを実施するに当たっては、これまでどおり、国の負担分を含め財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 教育制度改定の中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

安倍首相は「教育再生は、経済再生と並ぶ日本国の最重要課題」と強調し、今国会に提出する教育委員会制度の改悪法案をはじめ、日本の過去の侵略戦争を美化する教科書を押しつける検定制度の改悪、「修身」をほうふつとさせる道徳の教科化、大企業の国際競争力強化に向けた大学改革などを同時に進めようとしている。

首相の諮問機関である教育再生実行会議がこれまでに出示している提言には、いじめ対策の名目で道徳の教科化と罰則の強化、教育委員会の形骸化による自治体首長の教育への支配介入の強化、大学の学長権限の強化及び産業界への貢献を目的とした大学再編など異常な競争主義を強め、問題解決よりもむしろ教育のゆがみに拍車をかけるものである。

今年1月には文部科学省の教科書検定審議会は1ヵ月弱のわずか2回のスピード審議で、教科書検定基準の改定を行った。これにより、日本の侵略・加害の事実を教科書から消すことや南京大虐殺の被害者数をはじめ、原爆や日の丸・君が代などにおける政府方針を正しいものとして記述させるなど、教科書が政治権力に従属させられる危険性が強まっている。このような立場では、アジアを含む国際社会の中で孤立し、通用しなくなるばかりか、子どもたちに歴史などの事実を伝えることができなくなり、真の誇りも取り戻せない。

教育委員会は住民からなる教育委員の合議によって教育行政を執行する機関であり、戦前の軍国主義教育の反省から、憲法に沿って教育の自主性を守り、権力的支配を防ぐためにつくられた。この制度を「責任の所在があいまい」「形骸化している」として廃止し、首長直轄になれば、政治的・行政的介入が強まり、学校現場が首長の顔色を見るなど政治的中立も確保できなくなると、中央教育審議会のメンバーから危惧の声もあがっている。

何より、わが子の幸せを願う保護者など大多数の国民との間には大きな矛盾が広がっている。教育は、子どもを真ん中にみんなで支える営みであり、子ども、保護者、教職員、市民が現場重視の教育の取り組みを広げることが重要である。

よって、国及び政府においては、今進めようとしている教育再生を中止し、国民本位の教育を進めるために以下の項目について改善を図ることを強く求める。

### 記

1. 全国一斉学力テストなど、行きすぎた競争教育を見直すこと。
2. 教育委員会制度の形骸化や首長の附属機関とするなど教育の統制強化をやめ、教育の自主性を尊重すること。
3. 重い教育費負担の軽減と教育条件の整備を図ること。
4. 教科書への介入をやめ、日本の侵略戦争と植民地支配の歴史を子どもたちに正しく伝え、アジアや世界の国々と平和・友好の交流を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 特別支援学校の新設を求める意見書（案）

【共産党提案】

今、全国的に特別支援学校の大規模校化、すなわち児童・生徒数の増加が問題となっている。多くの特別支援学校では教室不足のため、特別教室を普通教室に転用したり、そこをさらに間仕切りするなど、児童・生徒が落ち着いた環境でのびのびと学習するにはほど遠い教育環境となっている。

滋賀県においてはその状況は顕著であり、中でも知的障害者の増加が大きく、県立特別支援学校8校の在籍者は急増し、大規模化・狭隘化への対応は喫緊の課題である。そのためこの間、既存校での普通教室の増築という対応が取られているが、自立や就労に向けての調理や作業の学習も、特別教室がなくなると困難である。通例1つしかない体育館やプールの使用についてはやりくりが大変であり、グラウンドが狭く運動会ができなくなってしまうなど全校規模の行事の開催が困難となる事態になっている。

滋賀県では1997年に新旭養護学校を開校して以来、高等養護学校以外には新しい特別支援学校を建設していない。大津市の児童・生徒が通っている特別支援学校を見てみると、23年前100人程度で開校した草津養護学校は増築が重ねられ現在303人、35年前開校した北大津養護学校は生徒数100人程度が適正規模だと言われているにもかかわらず、現在180名であり、施設や遊具の老朽化も進んでいる。

この大規模化の背景には、特別支援学校の適正規模についての全国的な基準がない、設備教育条件についての基準を示す特別支援学校設置基準がないことがある。小・中・高校の設置基準がありながら、未だに特別支援学校規模の基準がないままに放置されていることは障がいのある子どもたちに対する差別であり早急に策定すべきである。日本では昨年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が成立、12月には障害者の権利に関する条約が批准され、インクルーシブ教育、インクルーシブ社会への実現が目指されており、さまざまな分野での対応が求められている。

よって、滋賀県においては、このような事態を早急に改善するため、関係機関と早急に協議検討し、特別支援学校を新設するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 不適切な言動を行ったNHK経営委員の罷免を求める意見書（案）

【共産党提案】

日本軍「慰安婦」問題を「戦争しているどこの国にもあった」と弁護し、国際放送について「政府が右と言えば左というわけにはいかない」などと発言した靱井勝人NHK会長の発言が批判を浴びているさなか、靱井氏を会長に任命したNHK経営委員会の委員で作家の百田尚樹氏が東京都知事選の応援演説の中で「南京大虐殺はなかった」「東京裁判はアメリカが東京空襲などの虐殺を隠すため」などと発言し大きな問題となっている。また、同じく経営委員で埼玉大学名誉教授の長谷川三千子氏も、男女共同参画を批判したり、新聞社を脅して拳銃自殺した右翼団体元幹部を礼賛したりした言動で批判されている。

NHKの経営委員会委員の服務に関する準則では、経営委員は「放送が公正、不偏不党な立場に立って」行われることを自覚し、誠実にその職務を果たさなければならないとしており、放送法第31条はNHKの経営委員について、「公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する」人物を選び、国会の同意を得て首相が任命すると定めている。

この点で、百田氏が特定候補を応援しただけでなく、「南京大虐殺はなかった」などと公言したことは極めて重大である。

百田氏も長谷川氏も、安倍首相に極めて近い人物であり、百田氏は雑誌などで安倍首相と対談を重ね、首相の靖国神社参拝に期待を表明してきた人物である。長谷川氏は安倍晋三総理大臣を求める民間人有志の会の代表幹事を務めてきた。そのような意味でも首相の任命責任は極めて重大だと言わなければならない。

放送法では首相が経営委員を罷免することができるかとされており、公共放送としての国民の信頼を確保するためにも、内閣総理大臣においては、不適切な言動を行った経営委員を罷免することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書（案）

【公明提案】

平成 25 年 12 月 12 日、平成 26 年度税制改正大綱において、自民党、公明党は、軽減税率について「消費税率 10%時に導入する」と盛り込んだ。

消費税率 10%への引き上げ時期については、本年末にも内閣総理大臣によってその判断が示される予定であるが、軽減税率は、低所得者層を含む消費者全体へ持続的に恩恵が及ぶ制度であり、欧米諸国の多くでは、飲食料品など生活必需品に対して適用されており、国民の負担軽減のための制度として長く運用され続けてきている。

我が国においては、世論調査においても明らかなおお、多くの国民が制度の導入へ賛成しており、国民的な理解も得ている。

以上の現状を踏まえ、国及び政府においては、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

### 記

1. 平成 26 年度税制改正大綱に沿い、軽減税率制度の対象品目や納税事務のあり方など詳細な制度設計の協議を急ぎ、本年末までに結論を出せるよう政府も全面的に協力すること。
2. 軽減税率の導入開始の時期については、「消費税 10%への引き上げ時」とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。



## 微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書（案）

【公明提案】

我が国では、大気汚染防止法及び自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法により大気環境の保全に努めてきていることから、二酸化硫黄、二酸化窒素などの濃度は大きく改善している。

一方で微小粒子状物質（PM2.5）は、疫学的知見が少なく、曝露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見出されていないことから、大きな課題となっている。

また、平成25年1月以降、中国において深刻なPM2.5による大気汚染が発生し、我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことで国民の関心が高まり、PM2.5による大気汚染に関して包括的に対応することが求められている。

よって、国及び政府においては、下記の項目を早急に実施されるよう強く要望する。

### 記

1. PM2.5の発生源の実態や構成成分の解明をした上で、法律に基づく国民にわかりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに、環境基準を維持できるよう国内外の発生抑制対策を推進すること。
2. 国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、モニタリング体制の整備を推進すること。
3. PM2.5による肺機能や呼吸器系症状等への健康影響に関する調査研究を進めるとともに、研究結果に基づく指針等の見直しについては、速やかに実施できる体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。